

告 示

埼玉県告示第二百五十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、本庄市から児玉都市計画事業児玉南土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司